


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学			
件名	立川市及び東大和市との図書館の相互利用に関する協定について					
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input checked="" type="radio"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市図書館運営規則				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>図書館の相互利用については、現在、東村山市、武蔵村山市の二市と実施してきているが、以前から市民要望のあった立川市とも相互利用ができることになり、協定を締結したので、報告します。</p> <p>(1) 相互利用開始日 平成27年7月1日(水)</p> <p>(2) 影響及び効果 立川市には、中央図書館と分館8館があり、90万冊を所蔵している。特に中央図書館は、立川駅近くの非常に便利な場所にあることから、当市の市民が通勤・通学の途上で利用することも可能となり、サービスの向上が図られる。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
<p>当市では、図書館の相互利用について、東村山市とは平成15年度から、武蔵村山市とは平成24年度から実施している。今回、立川市との相互利用を開始することにより、東大和市民が利用できる図書館の数は、合計で23館、蔵書数は242万冊となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月27日 平成27年第3回教育委員会において協定書について審議済 平成27年3月30日 立川市役所において協定を締結 						
3. 留意事項(問題点等)						
<ul style="list-style-type: none"> 協定の締結に伴い、利用者の範囲を定めている、東大和市図書館運営規則第3条第1項の改正については、第4回教育委員会に提案することを予定している。 						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
<ul style="list-style-type: none"> 庁議報告後、市議会議員に情報提供するとともに、市報・ホームページ及びポスター等で周知したい。 						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。